

(趣旨)

第1条 この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の施行に関し、法、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。次条において「政令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。次条において「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。次条において「共同省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び共同省令で使用する用語の例による。

(登録の通知)

第3条 法第7条第3項の規定による通知は、登録通知書（第1号様式）により行うものとする。

(登録の基準に適合しない旨の通知)

第4条 法第7条第4項の規定による通知は、登録基準不適合通知書（第2号様式）により行うものとする。

(登録の拒否)

第5条 法第8条第2項の規定による通知は、登録拒否通知書（第3号様式）により行うものとする。

(登録簿の閲覧)

第6条 法第10条の規定により登録簿を一般の閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、都市建設部住宅政策課とする。

(閲覧時間等)

第7条 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休所日は、高知市の休日を定める条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、閲覧時間を変更し、又は臨時に休所し、若しくは臨時に開所することができる。

(閲覧手続等)

第8条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧簿に住所、氏名、閲覧の目的その他必要な事項を記入の上、市長の承認を得なければならない。

2 登録簿の閲覧をする者は、登録簿を閲覧所から持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則の規定に違反した者
- (2) 登録簿を破損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、係員の指示に従わない者

(登録事業者の地位の承継の届出)

第10条 法第11条第3項の規定による届出は、登録事業者地位承継届出書（第4号様式）により行うものとする。

(廃業等の届出)

第11条 法第12条第1項の規定による届出は、登録事業廃止等届出書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第12条第2項の規定による届出は、登録事業者破産手続開始決定届出書（第6号様式）により行うものと

する。

(登録の抹消の申請)

第12条 法第13条第1項第1号の規定による申請は、登録事業登録抹消申請書(第7号様式)により行うものとする。

(管理の状況の報告)

第13条 登録事業者又は管理等受託者は、毎事業年度の4月1日から3月31日までの管理の状況を翌年度の5月31日までにサービス付き高齢者向け住宅管理状況報告書(第8号様式)により市長に報告しなければならない。

(身分証明書)

第14条 法第24条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第9号様式)によるものとする。

(登録の取消し)

第15条 法第26条第3項の規定による通知は、登録事業登録取消通知書(第10号様式)により行うものとする。

(終身賃貸事業の変更の認可申請)

第16条 終身賃貸事業者は、法第56条第1項の規定により事業の変更の認可を受けようとするときは、終身賃貸事業変更認可申請書(第11号様式)によりを市長に申請しなければならない。

(終身建物賃貸借の解約の申入れの承認申請)

第17条 認可事業者は、法第58条第1項の規定に基づき終身建物賃貸借の解約の申入れの承認を受けようとするときは、終身建物賃貸借解約申入れ承認申請書(第12号様式)により市長に申請しなければならない。

(認可事業者の地位の承継の届出等)

第18条 法第67条第2項の規定による届出は、認可事業者地位承継届出書(第13号様式)により行うものとする。

2 法第67条第3項の規定に基づき認可事業者の地位の承継の承認を受けようとするときは、認可事業者地位承継承認申請書(第14号様式)により市長に申請しなければならない。

(終身賃貸事業の廃止の届出)

第19条 法第70条第1項の規定による届出は、終身賃貸事業廃止届出書(第15号様式)により行うものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定による様式は、この規則による改正後の高知市高齢者居住の安定確保に関する法律施行細則の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。